

平成 29 年度

随 時 (工 事) 監 査 報 告 書

東谷中学校区市立幼保連携型認定こども園整備工事

川西市監査委員

平成30年3月16日

川西市長
大塩民生様

川西市教育長
牛尾巧様

川西市監査委員 小林 宏

川西市監査委員 岩本 吉志子

川西市監査委員 大崎 淳正

随時監査（工事監査）報告書の提出について

地方自治法第199条第5項の規定により実施した随時監査の結果について、同条第9項の規定に基づき提出します。

随時監査(工事監査)報告書

1 監査の対象工事

東谷中学校区市立幼保連携型認定こども園整備工事

(所管 工事担当：都市政策部公共施設マネジメント室

事業担当：こども未来部こども家庭室こども・若者政策課)

2 監査の実施日

平成30年1月12日(金)

3 監査の方法

協同組合 総合技術士連合と工事の調査委託契約を締結し、当組合に所属する技術士の派遣を受け、関係書類及び工事現場の監査を実施した。

なお、監査に当たっては、担当部局から工事の関係書類の提出を求め、工事の計画、設計、仕様、積算、契約、施工管理、監理、監督及び検査等の各段階における技術的事項の実施態様について関係者に質疑し、回答を求め、検分・吟味を行った。

4 監査の結果

次のとおりである。

なお、本件監査における指摘事項等は監査実施日時点のものである。

東谷中学校区市立幼保連携型認定こども園整備工事

1 事業の概要

平成 27 年 3 月に策定した「川西市子ども・子育て計画」において、「牧の台小学校の敷地内に緑保育所を移転し、牧の台幼稚園と緑保育所が一体化した施設を整備します。」と計画し、市立幼稚園と保育所の一体化事業の一つとして、認定こども園の整備を推進している。

当該幼保連携型認定こども園の施設整備に関する基本コンセプトは、下記のとおりである。

安全・安心な施設

教育・保育環境が充実し、小学校との連携を推進できる施設

子育て支援の拠点となる施設

環境との調和が図られた施設

本整備工事を実施し、東谷中学校区にこども園を開園することにより、牧の台幼稚園の入園児童数の減少への対策、老朽化対策、長年の課題であった幼稚園での 3 歳児保育の実施や給食の提供、緑保育所の耐震・老朽化対策、緑保育所では行っていなかった 0 歳児保育の実施など、様々な子育てニーズに対応し、新しい建物でより良い保育環境の提供が可能となる。また、地域の子育て支援拠点となる子育て支援室を整備し、子育て情報の提供や相談にも対応できる施設として位置付けている。

2 工事の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 工事場所 | 川西市大和東 1 丁目地内 |
| (2) 工事内容 | 牧の台幼稚園解体工事（竣工：昭和 51 年） 建物構造：鉄筋コンクリート造 2 階建 延べ床面積：795.70 m ² 認定こども園新築工事 建物構造：鉄筋コンクリート造 2 階建 延べ床面積：1,634.82 m ² 建築主体工事 1 式 屋外附带工事 1 式 電気設備工事 1 式 機械設備工事 1 式 |
| (3) 工事請負業者 | 株式会社 林建設 |
| (4) 工事費用 | 設計金額 626,832,000 円（税込） 工事請負金額 530,280,000 円（税込） |
| (5) 落札率 | 84.6% |
| (6) 工事契約年月日 | 平成 29 年 3 月 24 日 |
| (7) 契約方法 | 制限付き一般競争入札 |

- (8) 工事期間 平成 29 年 3 月 24 日 ~ 平成 30 年 3 月 15 日
- (9) 工事進捗状況 躯体工事が完了し、内装工事の最盛期であった。
実施進捗率は 57.7% (平成 30 年 1 月 12 日時点)。
- (10) 工事監督員 都市政策部公共施設マネジメント室 中村 秀昭、榮 友美
(委託監督員 共同設計株式会社 立田、吉見、塩見、仲本)
- (11) 設計者 共同設計 株式会社
- (12) 監理者 共同設計 株式会社

3 調査の着目点

本技術調査は、提示された監査対象書類の検分及び当該工事関係者との質疑応答に基づいて、対象工事の事務手続き、計画、設計、積算及び施工監理の執行状況を吟味するとともに、当該監査事務を通じて今後の事業の効果的な運営に資することを目的とするものである。

4 書類調査における所見

(総括的所見)

工事関係書類は必要にして十分であり、かつよく整理されていた。提示された書類を検分し、疑点は関係者に質し、当工事の計画・調査・設計・仕様・積算・契約・施工管理・試験検査・監理・監督等の各段階における技術的事項の実施態様について吟味した。その結果は、総括的には良好であった。

(1) 設計について

図面の整備状況は、建築、構造関係の図書が整備されており、必要な検討がなされていた。

(2) 積算について

積算とその根拠

国土交通省建築工事積算基準、同解説に基づき、設計事務所が算出した積算数量を監督員がチェックし、その妥当性を評価して決定されていた。

単価とその根拠

上記基準に準拠して、刊行物単価や単価表に無いものはメーカー見積りを 3 社程度から徴取し、その最低額に査定率を掛け決定されていた。施工単価は毎年見直された最新のものが採用されていた。

設計価格

上記の積算数量と単価を積み上げて、設計価格が決定されていた。

(3) 契約について

工事に係る入札の経緯

制限付き一般競争入札が実施されていた。4社の応札があり、株式会社 林建設が落札していた。設計価格に対し落札率は84.6%であった。

契約書類一式の整備状況

施工関係の契約書類は、よく整理されていた。

諸届けと保険類

所定の手続きがなされていた。

技術者資格

現場代理人(監理技術者兼任)が配置されていた。また、下請負業者届を請負業者から徴取しており、特に問題となるところはなかった。

(4) 施工について

総合施工計画、各工事の施工要領書(土工事、コンクリート、鉄筋、型枠、鉄骨、各種仕上げ工事、外構工事等)が作成され、整理もされていた。施工計画書は設計図書を具現化する具体的な施工方法を示すものであり、その施工管理に当たっては監督員の管理方針が明示され、作業所長がその意図を十分把握して、トップ方針が示されていることが望まれるが、事業推進の過去の経緯からして妥当な方針であり、請負業者の施工計画書は、その方針を具体的に反映している状況が感じられた。

材料試験はコンクリート等の主要な試験が実施され、その内容はよく整理されていた。材料や部材の選定に当たっては所定の承認願いが出されていた。

施工管理資料の整備状況

指示・報告・承認等の日常の施工管理は毎週実施する定例の会議で実施されていた。工事金額に係る場合は工事連絡書により、書面化した指示書が作成されていた。議事録、工事連絡書には関係者の押印がなされ、議事内容も発言者の名前が明記されており、的確な資料が整備されており評価できる。

施工報告書の充実度

施工報告書類はよく整備されていた。写真は特記仕様書や設計図書に明示されている内容が正確に施工できていることを証明する手段であるが、日時を明記したものが少なく、撮影の意図を明確にし日時を明記するのが望ましい。

安全衛生管理

計画書及び組織は総合施工計画に規定しており、労働基準監督署への届出及び報告は適宜届出及び報告をしているとのことであった。ミーティング、安全協議会、安全朝礼、新規入

場者教育、安全パトロール等の安全活動が実施されており、安全管理活動記録も適宜取られていた。

監督員記録の整備状況

指示書や試験検査事項等に関しては、着実に記録化し整備されていた。

その他

産業廃棄物処分関係の書類はマニフェスト伝票（注1）、ガラ券（注2）等が着実に整備されていた。的確に処理されているものと判断した。

(5) その他

施工計画書はその内容が重要であるが、また書類として形を整備するため、目次とページを付けることを推奨した。

5 現場施工状況調査における所見

工事進捗は計画通り進んでいた。内装工事の最盛期であったが、その隙間から見えるコンクリートの表面はジャンカ（注3）等が見られず、「コンクリート工事チェックリスト」により、よく管理されていた。

6 まとめ

本工事の調査を行ったところ、軽微な事項として、施工計画書に目次とページを付けて書類として整備することを推奨するが、全般的には概ね良好であり、指摘すべき重要な事項は見当たらなかった。

ただし、監査実施日以後に、工事監査に係る工事担当部署からの提出資料（工事監査調書等）について、当初に提出された調書等の延べ床面積 1,629.22 m²は誤りであり、正しい延べ床面積は 1,634.82 m²であることを、建築基準法に基づく確認申請書類により確認した。これは、設計業者が建築確認申請を行った際、面積が異なるという指摘を受けて確認申請の訂正を行ったが、その後に設計図書の訂正を失念したことによるものである。面積の訂正について、工事担当部署である公共施設マネジメント室は把握していたが、設計図書には誤った延べ床面積が記載されたままとなっていた。

具体的には、駐輪場面積が 8.60 m²から 17.20 m²（8.60 m²増）、2階部分の床面積が 775.75 m²から 772.75 m²（3.00 m²減）になり、全体としては 5.60 m²増した 1,634.82 m²が正しい延べ床面積である。

設計図書の修正が行われなかったものの、工事の入札において使用した発注図面は正しい延べ床面積のものであり、実際には図面から予定価格等の算出を行っていたこと、また、延べ床面積の差異を当初から工事請負業者が認識していたことから、工事の発注価格及び使用材料等に影響がなかったことを確認した。

なお、各補助金の申請において、延べ床面積は補助条件に含まれておらず、補助額に影響がないことについても確認した。

今回の設計図書の誤りについては、結果として当該整備工事には影響しなかったが、影響を及ぼす可能性を内包している。関係図書等の整備については細心の注意を払う必要があり、延べ床面積の誤りが訂正されていなかったことは、全体の日程に十分な余裕がなく、チェックが不足していた点が一因として考えられる。工事・事業・契約担当など複数の部署が関わり、連携や調整が必要な工事において、全体を通したスケジュールの調整や書類の整備は重要であり、今後実施する工事にあたっては、設計を含めた全体の工程管理に一層留意されるよう要望する。

注釈

注1 マニフェスト伝票

産業廃棄物管理票。廃棄物の処理が適正に実施されたかどうか確認するために作成する書類。

注2 ガラ券

コンクリートガラ（コンクリートのかたまり）を処分するために必要な廃棄物処理承認券。

注3 ジャンカ

コンクリートの打設不良の一つ。締め固め不足や砂利の分離等により、強度が下がり脆くなっている状態を言う。